県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第7号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則(昭和34年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

るものとする。

 $(1)\sim(92)$ [略]

(93) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関す る法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に 係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

 $(94) \sim (122)$ [略]

改正後

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第5条 条例第10条第8項第4号に規定する行為は、次に掲げ | 第5条 条例第10条第8項第4号に規定する行為は、次に掲げ るものとする。

(1)~(92) 「略]

(93) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関す る法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に 係る同法第2条第1項に規定する特定外来生物(以下「特 定外来生物」という。) である木竹を伐採すること。

 $(94) \sim (122)$ [略]

- (123) 境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号) 第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。) を設置 すること。
- (124) 電波法 (昭和25年法律第131号) 第2条第4号に規定 する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設 備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工 作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに 限る。) すること。
- (125) 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模 を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)。
- (126) 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲 で交換すること。
- (127) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に 至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。
- (128) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する 法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下「 認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工 作物を設置すること。
- (129) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を 防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施 設(その高さが3メートルを超えない施設であって、道路 その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以 上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは 増築すること。

- (130) 特定外来生物の防除の目的で、カメラを設置すること。
- (131) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。
- (132) 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これ に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に これらを表示すること。
- (133) 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類 するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれ らを表示すること。
- (134) 認定保護増殖事業等の実施のために条例第10条第4 項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は 損傷すること。
- (135) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、 若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損 傷すること。
- (136) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥 獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受 けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺 傷すること。
- (137) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (138) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと

0

(139) [略]

(123) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。